

## 保育所・認定こども園等で購入した日用品、文房具等の費用の一部を補助します！

### 対象者

保育園等にお子さんが通っている阿蘇市内に住民票がある方のうち、次のいずれかに該当する方

- 1 生活保護世帯
- 2 住民税非課税世帯のうち、ひとり親家庭又は障害者手帳等を所有している方がいる世帯  
※「障害者手帳等を所有している方」とは、次のとおりです。
  - ・身体障害者手帳の交付を受けた人 ・療育手帳の交付を受けた人 ・特別児童扶養手当の支給対象児
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人 ・障害基礎年金等の受給者
- 3 住民税非課税世帯のうち、特殊事情により生活が困窮していると市が認める世帯

### 補助金額

保育園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、行事への参加費用等として実費で保育園等に支払った金額

\*月額2,500円が上限 ※給食費は除く。

\*教育・保育の中で利用するものが対象 ※以下のとおり

補足給付事業の対象となるもの ※施設が指定したものに限り ※施設を通じて購入した場合に限るが、施設が指定した店で購入した場合は除く	制服、通園かばん、スモッグ、体操服、おむつ、午睡用ふとん（リース可）、名前のゴム印、名札、カラー帽子、歯ブラシ、タオル、コップ、上履き、文房具、連絡帳、食事エプロン、教材代、絵本代、各種保険料、バス送迎費、宿泊行事費、遠足等の行事に係る交通費、入場料（子どもに係る費用のみ）など
補足給付事業の対象とならないもの	延長保育料、一時預かり保育料、主食費及び副食費、PTAや保護者会の運営に要する費用、英語レッスン料・講師謝礼等、写真・アルバム・DVD代など

### 提出先

ご利用中の保育等施設

### 提出書類

交付申請書（利用施設で配布又は市HPからダウンロード）

### お問い合わせ先

阿蘇市役所 市民部 福祉課 子育て支援係 TEL：0967-22-3167